

化学兵器禁止法指定物質・ 有機化学物質等の届出も 電子申請になります



紙提出の場合、慣れたやり方ではあるものの...

- 過去の届出ファイルをコピーして必要箇所を修正
- オフィスに出勤して届出書類を印刷
- 封筒に宛名を書いて郵送/持参
- 修正の必要が生じた場合は再度印刷・郵送/持参

電子申請で
あれば...

- いつでも、どこからでも、インターネット(e-Gov)で届出可能
- ペーパーレスで、郵送や持参も不要のため、経費も削減
- 電子申請ファイルはエクセルファイルで簡単(Excel2010以降対応)
- 電子申請ファイルは、ドロップダウンからの選択などによって、入力負担と入力不備を軽減
- 次回以降の届出時は、前回の電子申請ファイルをコピーして再利用も可能

さらに

そうは言っても、
初回の電子申請ファイルを
作るのが大変そうだし
不安だ...



ご希望の事業者皆様には、過去紙媒体等でお届出頂いた最新データ入力済の
電子申請ファイル(下書きファイル)を提供させていただきます！

以前紙で届出した内容が入力されているなら、
変更が必要な箇所だけ修正して電子申請！



**化兵器に基づく有機化学物質 (DOC) および特定有機化学物質 (PSF) の実績届出
(様式第 2 1 / 様式第 2 2) および申告書の作成**

(注) 国産物産・輸入品を問わず、化学物質と名の付く有機化学物質は全品届出の対象にDOC (Diverse Organic Chemicals)、有機化学物質(PS, O, V)、危
害、GHS 品名(6)、有害物質(6)等が該当します。

有機化学物質を製造する事業者は当該活動の実績を経済産業大臣に届出する必要があります。また、併せて、国産物産に申告するための書面を
提出する必要があります。有機化学物質 (DOC)、特定有機化学物質 (PSF) の実績届出 (様式第 2 1 / 様式第 2 2) および申告書の作
成に必要な情報を記入し「届出書-申告書」を作成してください。

届出書、申告書の作成手順

- ①「基本情報-事業所情報の作成」
基本情報、事業所情報の記入
- ②「届出-申告書の作成」シートで
届出書-申告書の情報の記入
- ③「【自動入力】様式第 2 1」 / 【
修正が必要な場合は、①または
【自動入力】様式第 2 1へ→
【自動入力】様式第 2 2へ→
- ④「Form」シートで申告の内容を
【自動入力】Form 2 1 表参照

届出書/申告書 の項目	DOC届出 書/申告書 の項目	PSF届出 書/申告書 の項目	資料 名	形式	備考	備考
届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成
届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成
届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成	届出書/申告書の作成

STEP.1 事前準備(初回のみ) ※すでにアカウントがある等準備済であれば不要です

個別認証ID・パスワードの取得

経済産業省からエクセルファイル形式の事前登録シートを入手後、必要事項を入力いただき、メールにて提出。

e-Govにログインするためのアカウント取得

以下のいずれかのアカウントを取得

- 1 g ビズ ID : <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- 2 e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>
- 3 Microsoft アカウント : <https://account.microsoft.com/account?lang=ja-jp>

e-Gov 電子申請パソコン環境設定

以下の e-Gov 電子申請の利用準備ページからパソコン環境設定
<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/>



STEP.2 電子申請

電子申請ファイルの作成・更新

以下の経済産業省化学兵器禁止法届出・申告ウェブサイトから、電子申請ファイルをダウンロードし(※)、必要事項を入力。

経済産業省化学兵器禁止法届出・申告ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

(※)ご希望ございましたら、下書きファイルを提供させていただきます。
下書きファイルをお使いいただくことで1からすべて入力する手間が省けますので、下記のお問合せ先までご連絡ください。

e-Gov 電子申請ウェブサイトで電子ファイルを提出

- 1 e-Gov 電子申請ウェブサイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) にログイン
- 2 「化学兵器禁止法」で対象となる手続を検索
- 3 日付等入力し、電子申請ファイル等を添付
- 4 管轄の経済産業局等、提出先を選択し提出



参照・お問い合わせ先

電子申請関連

■お問合せ先

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

■その他お問合せ先

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf

参照ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html